

令和6年3月
健康福祉局障害福祉部障害企画課

「指定難病登録者証」の創設について

令和4年12月に改正された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、難病患者の各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、新たに「登録者証」が創設されます。

記

1 適用時期

令和6年4月1日（月）

※同日以降の申請に基づき、発行します。

2 申請先・お問合せ先

お住まいの区の区役所福祉課障害福祉係

（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課福祉係）

※申請には、「特定医療費受給者証」及び「却下通知書（指定難病の診断基準を満たしているものが確認できるもの）」等が必要です。

※登録者証には、有効期限はありません。また住所記載が無いため、住所が変更（市外転出含む）になってもそのまま使用できます。

3 使用方法

①全国共通

指定難病の患者に対する支援を受けやすくするため、医師の診断書に代わり指定難病の患者であることを確認できるものとして、使用できます。

- ・障害福祉サービスの受給申請
- ・ハローワーク等の利用

②名古屋市独自の福祉施策への適用

登録者証は、名古屋市が独自で実施している下記の福祉施策の対象要件に追加されます。

	対象者（対象要件） ※難病関係抜粋
障害者自立支援 配食サービス	<ul style="list-style-type: none">・特定医療費受給者証・障害福祉サービス受給者証（難病に限る）・地域相談支援受給者証（難病に限る）・移動支援・地域活動支援受給者証（難病に限る）・<u>登録者証【令和6年4月1日追加】</u>

市営公共施設 の無料入場	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費受給者証 ・障害福祉サービス受給者証（難病に限る） ・地域相談支援受給者証（難病に限る） ・移動支援・地域活動支援受給者証（難病に限る） ・<u>登録者証【令和6年4月1日追加】</u>
-----------------	---

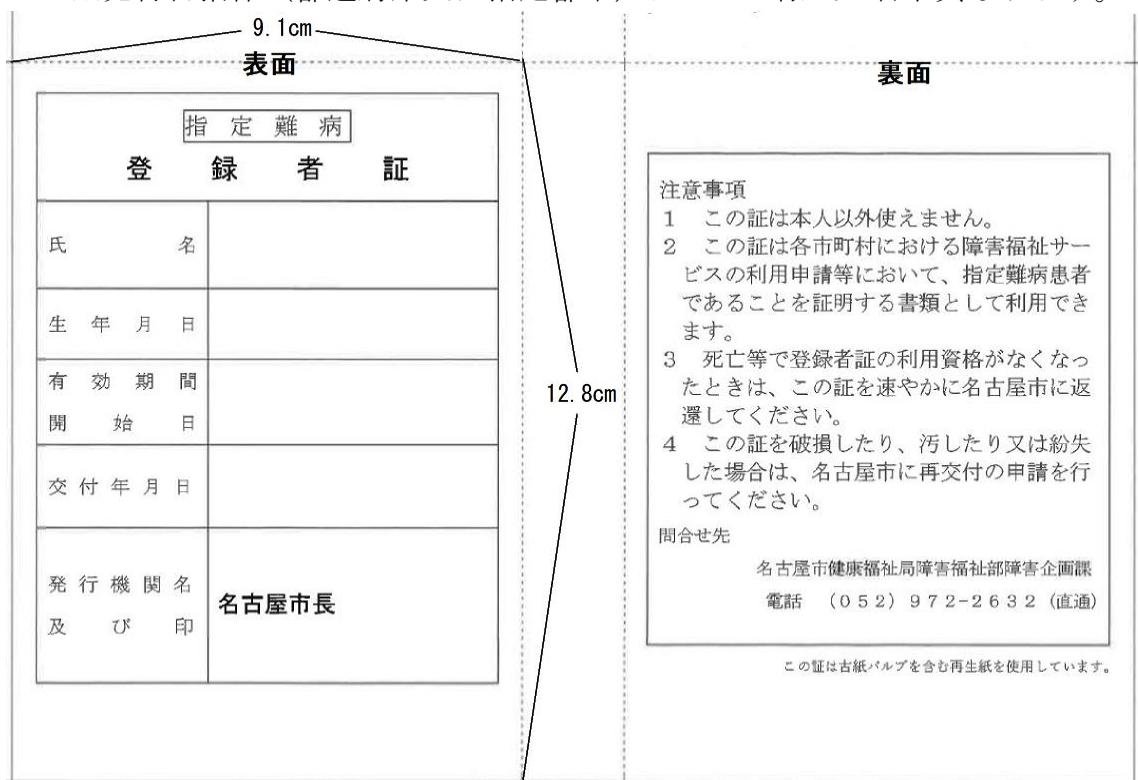
※本表では世帯要件等は記載省略しています。

4 登録者証の発行形態

(1) 紙媒体（令和6年4月より）

※原則、マイナポータルをご利用できない方にのみ紙媒体で発行します。

※発行自治体（都道府県又は指定都市）によって様式が若干異なります。



(2) マイナンバー情報連携又はマイナポータルによる表示（令和6年6月より）

申請窓口等で、「申請書へのマイナンバーの記入等」又は「利用者ご自身が所持している情報端末にマイナポータルの該当画面を表示し、職員に掲示」することにより登録者証の所持を証明できます。

※詳細は、登録者証申請時に区役所で配付される文書を参照してください。